

自営業者の被扶養者認定について

被扶養者の認定に当たっては、勝又健康保険組合被扶養者認定基準に基づきます。

社会通念上、自営業者（個人事業主）の方においては経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので基本的にご自身で国民健康保険に加入してください。

但し、被保険者が主たる生計維持者として判断できる場合は被扶養者について認定対象とみなす場合があり、下記の認定要件等に基づき扶養認定の可否を判断いたします。

自営業をしている方の収入判断、その収入を証明する為に提出をお願いする書類は原則として以下のとおりとなりますのでご参照ください。

なお、「書類を提出した」＝ 認定にはなりませんのでご注意ください。

1. 収入の判断

申請家族が主として被保険者の収入によって生計を維持されていることを前提として、その基準となる収入をより実態に即した額で判断するため、原則として直近の収入実績に基づき申請時点以降 1 年間の推計した額としています。

給与所得者であれば申請日の属する月から未来に向かって 1 年の見込み額で審査しますが、自営業の場合は、年により収入に変動が見られることが多いため、通常過去 3 年分の確定申告のコピーを提出していただきます。

経営状態の悪化や収入減少が一時的なものであれば扶養認定は出来ません。

過去 3 年間の収入から現在と将来の経営状況を判断、推定する等の調査を行います。

自営業の事業所が法人事業所であって、被扶養者となる人が当該法人事業所の代表者であるときは、健康保険と厚生年金保険の強制適用の被保険者に該当するため被扶養者にはなりません。

また、廃業した自営業者については廃業届のコピーが必要となります。

（給与所得者の退職証明のように第三者に収入がなくなったことを証明してもらう事が難しい為）

(1) 事業実績が複数年ある場合

事業実績が複数年ある場合は過去の事業実績の推移を確認し、申請時の収入減が当面の間（少なくとも 1 年以上）続くと見込まれる根拠が認められた場合に限り認定の対象となります。

申請時の収入減が当年特有の一時的なもので、次年以降もその収入減が継続するとの根拠に欠ける場合は、引き続き事業主として自らの事業をもって生計維持できるものとして判断することになり認定対象となりません。

(2) 事業実績が 1 年（開始年 1 年分で確定申告を行っている）の場合

事業実績が 1 年分での申請の場合は、過去の事業実績の推移を確認することができず、また事業を開始した年は特有の収支状況になることが多いと想定されることから内容を精査した上で当年 1 年分の確定申告の数字に基づき次年以降の収入額を推計して判断します。

別紙2-2

(3) 事業実績が1年に満たない場合

社会通念上事業開始直後に収入減となることはある程度想定されますが、それは一時的なものであり将来にわたってその減少が継続するとは予測できないこと、また逆に順調に軌道にのり開始年から認定基準を上回る収入が発生する可能性が十分にあると考えられることから開始直後のその1年に満たない事業実績だけをもって判定することは極めて難しいと言えます。

さらに確定申告における事業実績が1年分に満たない場合にその1年分に満たない実績をそのまま1年分の本来得べき事業実績として取り扱うことは適切とは言えません。そこで実績に応じて次の算定方法で推計します。

① 開始年の確定申告を行っている場合

事業実績が1年に満たない内容で開始年の確定申告を行っている場合はその1年に満たない確定申告の数字を1年分に換算しなおし、その年換算した額に基づき次年以降の収入を推計して判断します。

1年分の換算方法：(収入－経費)÷実績月数×月＝年間見込額

② 開始年の確定申告を行っていない場合

開始年の確定申告が行われていない場合は、収入及び経費を確認することが出来ませんので申請時点以降の収入を適切に判断することができません。

よってこの場合はまず申請時点までに事業実績を各種帳簿等に基づき申告いただきます。

その申告いただいた実績から①の場合に準じて収入額を年換算推計した上でさらに申請時点での事業実績及び申請時点以降の収入見通しについて詳細に自己申告していただき総合的に判断することになります。なお、この場合は後日確認の為、開始年の確定申告のコピーをご提出いただきます。

*後日提出された確定申告の内容を確認した結果、認定基準を満たさないことが判明した場合は事実が判明した時点で扶養削除ではなく、既に申請時点において認定の対象とならなかったと判断することになりますので申請時点に遡って扶養から外れる事があります。

申請時期によっては1年近く遡って扶養から外れる可能性もありえますので自己申告される内容には十分にご留意願います。

2. 収入の算定方法

収入を算出するに当たっては、給与所得者や年金受給者の場合は生活に必要な経費控除が認められず収入総額が対象となるのに対して自営業者は売上から必要経費を控除することが認められています。

但し、給与所得者や年金受給者との公平性を図る為、被扶養者認定において収入総額から差し引く必要経費は所得税法上で求められている必要経費と異なりそれなしでは事業が成り立たない経費(直接的必要経費)に限られます。確定申告における所得金額がそのまま収入とみなされるわけではありません。

まず、前項(2)(3)に該当するケースでは事業開始年のみ発生する初期費用等、明らかに次年以降は発生しないと判断される項目については、申請時点以降の収入の判定に当たっての直接的必要経費から除外します。原則として収入及び経費ともに申請時点以降も継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算定します。例えば収入において退職金や相続財産等は一時所得と判断して収入に含めないと同様経費において初年度のみが発生するもので申請時点以降は派生しないと判断されるものについては一時的なもののみを必要経費に含めません。

別紙2-3

【直接的必要経費とは】

税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」でありその費用なしに事業が成り立たない経費で製造業の原材料費、小売業の仕入代などが該当します。

事業所得を得る為に必要と当健康保険組合が認める経費以外は経費と認められず、税法上の経費とは異なる取り扱いになります。

一覧表に記載されていない経費については業種・状況に応じて当健保にて個別に判断させていただき審査の上認定可否を決定致します。

《 当健保で直接的必要経費として認めない経費一覧表 》

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目	認定可否	科目	認定可否	科目	認定可否
減価償却費	×	減価償却費	×	減価償却費	×
給与賃金	×	雇入費	×	給与賃金	×
貸倒金	×	貸倒金	×	貸倒金	×
租税公課	×	租税公課	×	租税公課	×
損害保険料	×	利子割引料	×	損害保険料	×
利子割引料	×	修繕費	×	借入金利子	×
接待交際費	×	雑費	×	修繕費	×
福利厚生費	×	専従者控除	×	雑費	×
広告宣伝費	×	農業共済掛金	×	専従者控除	×
貸倒引当金	×	荷造運賃手数料	×	地代家賃	×
修繕費	×	作業用衣料費	×		
雑費	×	接待交際費	×		
各種控除額	×	研修費	×		
専従者控除	×	土地改良費	×		
研修費	×	諸会費	×		
水道光熱費		住居と事業所が同一の場合それぞれ事業使用割合で案分した額での計上であることを確認するために直接的経費申告書を提出していただきます。事業所負担分が明確に証明でき直接的必要経費と当健保が認めた場合全額経費となり控除できますが確認出来ない場合は50%で算定します。 ※直接的経費に該当するかを確認する為、領収書のコピーを提出いただく場合があります。			
通信費					
地代家賃					
消耗品費					
旅費交通費		通勤に伴う費用は認めません。混在している場合は直接的必要経費申告書にて自己申告してください。			

注)

- 給料賃金が計上されている場合は従業員の雇用があり、給与賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合は、社会通念上申請家族は従業員に対してその社会的責任を果たす立場であり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから扶養認定対象にはなりません。
- 外注工賃が計上されている方で外注工賃が給与賃金に相当する内容である場合は①と同様に解釈をしい同様の取り扱いとします。給与賃金に相当するとは例えば従業員を直接雇用せず派遣委託しているようなケースでその派遣委託費用が外注工賃として計上されている場合は給与賃金に相当するとみなし①同様の取り扱いになります。
- 給与所得者における控除等と同様に現金の直接的支払いを伴わない税法上の控除額は経費とは認められませんので除外とします。

別紙2-4

3. 収入を証明する為に提出が必要となる書類

「確定申告書」のコピーに加え、直接必要経費を特定するため経費の内訳が確認出来る「決算書」または「収支内訳表」のコピーを提出いただきます。

注) 経費内訳に係る書類の提出ができない場合は認定の可否について適切な判断ができませんので申請自体を受付することはできません。

以 上